

2 JET ALT の職務

	質 問	回 答	関連資料
1	JET ALT 活用にあたり、留意点はありますか。	<p>任用経験の豊富な団体からは、下記のような運用の秘訣が伝えられています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.業務に関する連絡を密にする(例:予定変更を確実に伝える) 2.JET ALT 担当教諭だけでなく多くの人と会話の機会を設ける 3.改善を求めるフィードバックは迅速に行う(例:遅刻や服装に関する注意は、恣意的なタイミングでなく都度行うことが望ましい) 4.業務評価を行い、指導力向上を促す <p>詳しくは、CLAIR 発行の資料(任用団体用マニュアル、担当者ハンドブック等)をご参照ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 3 章 受入事務:3-0 一般的事項」、「第 5 章 サポート・緊急事態:5-1 サポート」 ・担当者ハンドブック ・質疑応答集「9 職場関係」 ・JET プログラム参加者用ハンドブック「第 3 章 仕事」
2	JET ALT を助手ではなく英語授業の主担当にすることは可能でしょうか。	<p>JET ALT はあくまでも指導助手職種で雇用するもので、教科主担当者とすることはできません。外国語指導に関する免許を保有している者についても同様です。</p> <p>ただし、英語教師同席の授業の中で JET ALT がイニシアチブをとって活動することは問題ないと考えられます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 2 章 募集、あっせん:(2)職務内容」
3	英語授業助手だけでなく、クラブ活動を重点的に行うよう配置してよいでしょうか。	<p>JET ALT は英語授業助手のほか学校活動の中で広く活用することが可能ですが、業務内容は、雇用規則で枠組を示すほか JET ALT と認識を統一しておく必要があります。</p> <p>JET ALT は、募集要項を読んで理解した上で応募し採用されるため、個別に協議して業務内容を決める際、可能なら事前に十分な対話を持ってください。</p> <p>また、来日後契約内容を説明する際、学校内での役割分担を説明し、既存の枠組に加わる JET ALT に何を求めるのかを説明してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 2 章 募集、あっせん:2-1 募集要項」
4	授業外の活動、特に英語に関するクラブ活動を主に行ってもらおうと考えています。クラブ活動を行う日には、勤務時間に課外時間を含むよう、始業を遅く設定してよいでしょうか。	<p>始業・終業時刻は学校の実情に応じて設定できます。なお、ESS や帰国生クラスなどの課外活動に従事させる場合は、安全管理の観点から監督者となる教諭等とともに JET ALT が業務に従事できるようご配慮ください。</p>	
5	JET ALT の立場で外国語指導のほか担当が許される内容、範囲を教えてください。	<p>部活動の支援や遠足への同行を行っている事例があります(出張経費は学校負担)。いずれの場合も、生徒の監督、安全管理を行う教諭とともに JET ALT が行動するよう留意する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・任用団体マニュアル「第 2 章 募集、あっせん:(2)職務内容」 ・担当者ハンドブック
6	学校法人内の大学、幼稚園にかかわる行事や業務に携わることはできますか。	<p>同一学校法人内の行事、業務に関しては、可能な範囲で雇用規則に示し、契約時に十分説明のうえ、不規則な勤務を要請する場合は代休をあてるなどの運用について十分合意のうえご活用願います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各任用団体が提示する雇用規則
7	他校ではどのようにプログラムを活用しているのでしょうか。	<p>(1)生徒の海外研修の準備授業(座学、会話練習など)(2)小学校教諭を対象とした英語に親しむための施策を、日本人教諭とともに行う事例が CLAIR 発行物で紹介されています。</p> <p>ご参照にあたっては、地方公務員として任用されている JET ALT の活用事例である点に留意願います。</p> <p>また、スピーチコンテスト出場生徒への指導や ESS、英検対策の指導においても広く JET ALT が活用されているようです。</p> <p>いずれにおいても、(1)日本人教諭と連携する、(2)勤務条件を順守する、の 2 点に留意する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・JET 活用マニュアル～全国の事例から～ ・担当者ハンドブック
8	特別非常勤講師の届出は必要でしょうか。	<p>JET ALT はあくまで助手であり、単独で授業を持たせることはできません。したがって、届出は不要です。</p>	